

令和元年7月31日
政策会議資料
都市魅力部地域経済振興室

吹田市勤労者福祉共済条例及び条例施行規則の改正について

吹田市勤労者福祉共済制度において、現在加入対象外である多様な雇用形態の従業員が利用できる制度とすることで、更なる福祉の増進及び市内事業所の振興を図るため、条例及び条例施行規則を改正するものです。

1 背景・改正の目的

吹田市勤労者福祉共済制度(以下「福祉共済」という。)は、個々の事業所では実施困難な福利厚生事業を行うことで、従業員の福祉の増進及び市内事業所の振興を図ることを目的として昭和49年(1974年)10月に設立しました。

近年、従業員の雇用形態については、正規雇用のみならずパートタイマー、アルバイト、契約社員など多様化が進んでいるところです。

一方、福祉共済の被共済者は、市外事業所への転勤や退職に伴う資格喪失、廃業による脱退などの理由により年々減少傾向にあります。

このようなことから、福祉共済の加入要件を緩和し、現在加入対象外である多様な雇用形態の従業員が利用できる制度とすることで、更なる福祉の増進及び市内事業所の振興を図るとともに制度の安定化に資するよう、条例及び条例施行規則を改正するものです。

2 条例改正内容について

(1) 従業員 300 人以下の事業主について

ア 正規雇用従業員について、本市内に主たる事業所がある場合、市外事業所に勤務する従業員も福祉共済の対象とします。

イ 福祉共済加入後に従業員が 301 人以上に増員した場合、正規雇用従業員を引き続き福祉共済の対象とします。

ウ 正規雇用以外の従業員について、多様な雇用形態の従業員を福祉共済の対象とします。

(2) 従業員 301 人以上の事業主について

正規雇用以外の従業員について、多様な雇用形態の従業員を福祉共済の対象とします。

3 パブリックコメントの実施

(1)意見提出期間

令和元年（2019年）5月27日（月）～6月28日（金）

(2)意見の件数

0件

4 今後のスケジュール（案）

令和元年（2019年）9月 9月定例会条例提案

令和2年（2020年）4月 条例施行